

帰宅困難者等に係る市区町村の対策現況（アンケート結果）と課題について【概要】

分類	質問項目	結果概要
帰宅困難者問題に対する認識等		
帰宅困難者に対する基本的な認識	企業や学校からの帰宅困難者の発生に対する認識	自市区町村内の企業や学校からの帰宅困難者(帰宅断念者+遠距離徒歩帰宅者)が「相当数発生」と認識している市区町村の割合は、東京都区部で78%、東京都多摩で43%、神奈川県で42%である。
	買い物客等からの帰宅困難者の発生に対する認識	自市区町村に来た買い物客等からの帰宅困難者(帰宅断念者+遠距離徒歩帰宅者)が「相当数発生」と認識している市区町村の割合は、東京都区部で70%、神奈川県で42%、東京都多摩で30%である。
	遠距離徒歩帰宅者の通過に対する認識	自市区町村の中を遠距離徒歩帰宅者が「相当数通過」と認識している市区町村の割合は、東京都区部で87%、神奈川県で42%、東京都多摩で37%である。
帰宅困難者に関する懸念	帰宅困難者のための水の確保に関する懸念	帰宅困難者のための水の確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で83%、埼玉県と神奈川県がそれぞれ73%である。その他の地域で61%～52%である。
	帰宅困難者のための食料の確保に関する懸念	帰宅困難者のための食料確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で79%、埼玉県で77%、東京都多摩で70%である。
	帰宅困難者のためのトイレの確保に関する懸念	帰宅困難者のためのトイレの確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で100%、神奈川県で85%、東京都多摩で83%、埼玉県で76%である。
	帰宅困難者のための滞在場所の確保に関する懸念	帰宅困難者のための滞在場所の確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で79%、埼玉県で77%、東京都多摩で73%である。
	帰宅困難者を救護する体制の確保に関する懸念	帰宅困難者のための救護体制の確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で91%、埼玉県で79%である。
対策の現況及び課題		
安否確認の確実な実施	安否確認手段の周知の実施状況	家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するための安否確認手段の周知をしている市区町村の割合は、東京都区部で91%、埼玉県で54%、神奈川県で52%、東京都多摩で50%である。
	安否確認手段の周知の方法	周知の具体的手段としては、「防災訓練の場」、「市区町村のホームページ」、「パンフレット、チラシ」が主なものとなっている。その他の例として「防災マップへの記載」、「防災フェア等防災関係のイベント時の広報」などもある。
	安否確認手段の周知の地域防災計画への位置づけ	災害伝言ダイヤル等安否確認手段の周知を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では91%、東京都多摩では63%、埼玉県では47%、神奈川県では42%である。
むやみに移動を開始しないことの周知	「むやみに移動を開始しない」ことの周知の実施状況	一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知している市区町村の割合は、東京都区部で57%であり、神奈川県で21%、東京都多摩で17%、埼玉県で10%である。地域別にみると、昼間人口が多くなる都心部や政令指定都市などで、周知している市区町村の割合が高くなっている。
	「むやみに移動を開始しない」ことの周知の方法	具体的周知方法は、「ホームページ」や「防災訓練の場」、「パンフレット、チラシ」が他の手段と比べて高い割合となっている。東京都区部で「企業・学校向け説明会」、神奈川県で「市民向け講演会」が他地域に比べて高い割合となっている。

分類	質問項目	結果概要
	「むやみに移動を開始しない」ことの周知の地域防災計画への位置づけ	「むやみに移動を開始しない」ことの周知について、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では 39%、東京都多摩では 40%、神奈川県では 24%である。
企業や学校における帰宅困難者及び帰宅者対策推進	企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の実施状況	企業や学校にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨している市区町村の割合は、東京都区部で 48%、神奈川県で 24%、東京都多摩で 20%、埼玉県で 11%である。 地域別にみると、「むやみに移動を開始しない」ことの周知と同様に、昼間人口が多くなる都心部や政令指定都市などで、備蓄を推奨している割合が高い。
	企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨方法	具体的な推奨の手段としては、以下のような例があげられている。「条例に記載」(文京区、渋谷区)、「各種指導要綱への記載」、「広報誌や事業所向け防災パンフへの記載」、「防災研修の場等での説明」、「相談があった場合の指導」
	企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の地域防災計画への位置づけ	学校や企業に対し、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨することについて、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では 70%、東京都多摩では 47%、埼玉県では 24%、神奈川県では 21%である。
一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所における対策の推進	帰宅困難者による避難所の利用への対応	帰宅困難者による避難所の利用への対応について、地域の避難者と同様に、帰宅困難者が避難所で滞在すること、もしくは、一時的に休息することを認める市区町村の割合は、東京都区部・神奈川県で 70%、東京都多摩で 67%である。 避難所に帰宅困難者が入ること自体を認めないとする市区町村は無い。 なお、「その他」と答えた市区町村の多くは、基本的には避難所への滞在を認める方向で回答している。
	避難所に帰宅困難者が来ることによるスペース不足等混乱の懸念	地域の指定避難所に帰宅困難者が来ることにより、スペースや食料等の不足など、運営が混乱する懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で 100%、神奈川県で 82%、東京都多摩で 70%、埼玉県で 68%である。
	幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備状況	幹線道路沿いの避難所に遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備している市区町村の割合は、東京都区部・東京都多摩で 13%、神奈川県で 12%である。
	幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備の地域防災計画への位置づけ	幹線道路沿いの避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は東京都多摩で 40%、埼玉県で 16%、東京都区部で 13%、その他の地域では1割に満たない。
	避難所運営マニュアルでの帰宅困難者対応方法の記載	避難所運営マニュアルに、帰宅困難者が来訪した場合の具体的な対応方法を記載している市区町村の割合は、神奈川県で 9%、東京都多摩で 7%、茨城県南部で 4%である。その他の地域では 0%である。
	帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保状況	ホール等の公共施設や学校(高校や国公立大学等)を帰宅断念者の一時収容用に確保している市区町村の割合は神奈川県で 45%、東京都多摩で 17%、東京都区部で 13%、その他では1割に満たない。 具体的な施設名をみると、神奈川県の場合は、避難所となる小中学校をあげている市区町村も多く、また、東京都は、徒歩帰宅支援ステーションとして位置づけられている高校が多い。
	帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の種別	市区町村が帰宅困難者の一時収容のために確保している公共施設は、公立高校、市民会館等、公立小中学校等が多い。

分類	質問項目	結果概要
一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所における対策の推進	帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保の地域防災計画への位置づけ	ホール等の公共施設や学校を帰宅断念者の一時収容用に確保することについて、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、神奈川県では 39%、東京都多摩では 30%、東京都区部では 26%、埼玉県では 17%である。
	帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定の締結状況	民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等を締結している市区町村の割合は、神奈川県で 18%、東京都区部で 17%、その他の地域では1割に満たない。 東京都区部に関しては、「実施を検討している」市区町村をあわせると 48%が民間施設との協定を検討している。 協定を締結していると回答したのは、全体で18市区町村である。
	帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等を結んでいる施設	市区町村が帰宅困難者の一時収容のために締結している大規模集客施設の種別は、資料 4-1 表 3-2(p56)のとおりである。 ショッピングセンター・スーパー、冠婚葬祭関連施設等と協定が締結されている。
	協定上の利用期間、費用負担等	民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結における取り決め状況は資料 4-1 表 3-3～3-6(p57)のとおりである。なお、自由回答形式のため、一部未回答のものもある。 協定は締結しても、具体的な取り決めがなされていない場合が多い。 費用負担については市区町村が負担することとしている場合が多い。
	帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定締結の地域防災計画への位置づけ	民間施設を帰宅断念者の一時収容用に利用する協定の締結について、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部で 17%、神奈川県で 15%、埼玉県で 7%である。
	遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供状況	遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設において、水やトイレ等を提供する市区町村の割合は、東京都区部で 22%、東京都多摩で 20%、神奈川県で 15%、埼玉県で 11%、その他では1割に満たない。 実施を検討している市区町村を含めると、東京都多摩で 60%、東京都区部で 57%である。
	遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供の地域防災計画への位置づけ	遠距離徒歩帰宅者に対する市区町村施設での水やトイレ等の提供を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で 60%、東京都区部で 44%、埼玉県で 21%である。その他の地域では1割に満たない。
	遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定の締結状況	遠距離徒歩帰宅者に対する沿道での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定を締結している市区町村の割合は、神奈川県で 12%、東京都区部で 9%である。「実施を検討している」を含めると、東京都区部で 43%、東京都多摩で 20%、埼玉県で 18%である。
	遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定締結の地域防災計画への位置づけ	遠距離徒歩帰宅者に対する沿道での支援について、民間事業者やボランティア団体等との協定締結を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、埼玉県で 11%、東京都区部で 9%である。
	帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定の締結状況	民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結している市区町村の割合は、神奈川県で 18%、東京都区部で 13%である。 東京都区部では実施を検討している区の割合が他地域に比べて大きく、実施している区とあわせると 39%である。 物資支援協定を締結していると回答したのは、全体で17市区町村である。
物資支援協定等を結んでいる民間事業者	市区町村と物資支援協定等を結んでいる民間事業者として、ショッピングセンター等小売店、飲料メーカーなどが挙げられている。ただし、これらは必ずしも帰宅困難者のみを対象としたものではない。 一つの市区町村で、最大19種別の民間事業者と協定を結んでいるところもある。	

分類	質問項目	結果概要
	帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定締結の地域防災計画への位置づけ	民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等の締結を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、神奈川県で18%、東京都区部・埼玉県で9%である。
徒歩帰宅者の円滑な誘導	徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する懸念	路上の危険物や火災に囲まれる等により、徒歩帰宅者の中に怪我人が発生することへの懸念については、「起こる可能性が大いにある」又は「起こる可能性がある」と回答した市区町村の割合は、東京都区部で91%、東京都多摩で70%、神奈川県で58%、その他では5割に満たない。
	帰宅困難者の滞留により災害応急活動等に支障が生じる懸念	多数の帰宅困難者等が、路上に滞留する等により、災害応急活動等に支障が生じることへの懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」と回答した市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で55%、東京都多摩で53%である。
	徒歩帰宅者が車道にあふれ出し、応急活動に支障が生じる懸念	多数の徒歩帰宅者が通過し車道にあふれ出す等により、災害応急活動等に支障が生じる懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、東京都多摩で60%、神奈川県で58%、その他では5割に満たない。
駅における混乱の防止	駅前等における混乱の発生の懸念	駅前等に多数の帰宅困難者等が集中し、パニック等の混乱が発生する懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」と回答した市区町村の割合は、東京都区部で91%、神奈川県で70%、東京都多摩で63%、埼玉県・千葉県で46%である。
	駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の実施	駅や路上等での帰宅困難者に資する情報を提供する市区町村の割合は、神奈川県で21%、東京都多摩20%、東京都区部で13%である。その他では1割に満たない。
	駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の内容	駅や路上等で帰宅困難者に提供する情報の具体的内容については、「鉄道等公共交通機関の運行等の状況に関する情報」、「道路の被災状況や火災情報など帰宅路の状況に関する情報」が多い。「内容については特に定めていない」という回答も多い。
	駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の地域防災計画への位置づけ	駅や路上等での帰宅困難者に資する情報の提供を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で73%、東京都区部で61%、神奈川県で42%である。
	駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備状況	駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備を実施している市区町村の割合は、神奈川県で24%、東京都区部で13%である。
	駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備の地域防災計画への位置づけ	駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で17%、東京都区部で13%である。その他では1割に満たない。
代替交通機関の確保	代替交通機関の確保については、複数の市区町村にまたがる問題であるため、個々の市区町村への照会では直接質問していないが、次のような課題・意見等が挙げられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「帰宅困難者を町域外に移送することで対策が終了するものでなく、次の市町との連携や公共交通機関との連絡調整が必要であることから、連携・連絡調整の役割を県に担っていただきたい。」 ・「大震災時に大量の帰宅困難者を輸送する手段はなく、徒歩帰宅を原則とするが、高齢者、病弱者など自力で遠距離を徒歩帰宅することが困難な人に対しては代替輸送手段を確保する。このため、応急対策活動との調整を図りながら、滞留者の移送のための代替輸送を検討する。」 	
帰宅困難者のボランティアとしての活用	帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の準備状況	帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備しているのは1市区町村のみであり、その協定先は大学である。実施を検討しているものを含めると東京都区部で30%、東京都多摩で17%、その他では1割に満たない。

分類	質問項目	結果概要
	帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の地域防災計画への位置づけ	帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部・茨城県南部で4%、埼玉県で3%である。
帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の実施	帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備状況	帰宅困難者の中の災害時要援護者への支援の準備を「実施している」のは、東京都区部で9%である。「実施を検討している」を含めると、東京都区部では43%、東京都多摩で37%、神奈川県で27%、埼玉県で24%である。
	帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の内容	帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の内容としてあげられているものは、「通訳ボランティア確保」、「福祉避難所」、「代替交通手段の提供」等である。
	帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の地域防災計画への位置づけ	帰宅困難者の中の災害時要援護者への支援の準備を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で17%、埼玉県・神奈川県で9%、茨城県南部で8%である。東京都区部や千葉県ではそのような位置づけを行っている市区町村はない。
帰宅困難者及び帰宅者問題全般に関わる総合的な施策		
情報提供システムの構築		市区町村から次のような意見があり、関係機関の情報を集約し提供することの重要性が指摘されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「各事業者、自治体、警察・消防等の把握情報をリアルタイムに提供するシステムが必要ではないかと考えています。区役所等の自治体においては、事実上広域情報の把握は困難であり、把握システムがないと現実に帰宅困難者への情報提供が出来ないので。」 ・「隣接する都県と埼玉県の災害情報の相互提供を実施する必要が求められるのではないか。」
帰宅困難者心得の周知の実施状況		“帰宅困難者心得 ｶ条”のような、帰宅困難者のための心得を周知している市区町村の割合は、東京都区部で65%、東京都多摩で20%である。
帰宅困難者心得の周知の地域防災計画への位置づけ		帰宅困難者の心得の周知について、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では78%、東京都多摩では57%である。
平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施状況		平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練を実施している市区町村の割合は、東京都区部で30%、神奈川県で24%である。「実施を検討している」市区町村を含めると、東京都区部では61%、神奈川県で39%、東京都多摩で27%、埼玉県で24%である。
訓練の内容		訓練内容として、徒歩帰宅訓練、一時収容場所までの誘導訓練、情報伝達訓練を挙げる自治体が多い。
平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の地域防災計画への位置づけ		平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部で48%、東京都多摩で37%である。その他の地域では2割に満たない。
全体集計		
帰宅困難者対策の実施状況		帰宅困難者対策の実施状況を調査対象地域全体で集計すると、安否確認手段の周知が50%で最も高い。むやみに移動を開始しないことの周知、帰宅困難者心得の周知、水や食料の備蓄の推奨、公共施設や学校を一時収容のために確保、帰宅困難者も想定した訓練の実施が13～14%である。
帰宅困難者対策の地域防災計画への位置づけ		帰宅困難者対策の地域防災計画への位置づけの状況を、調査対象地域全体で集計すると、安否確認手段の周知が41%、駅や路上での情報提供が34%と比較的高いほか、水や食料の備蓄の推奨が25%、幹線道路沿いの市区町村施設で水やトイレを提供が20%である。